

# 36時間受講できましたか？

## 研修は会則で受講が義務化されています

本年度より、税理士会員は年間36時間以上の研修受講が義務化されております。

ご自身の研修受講時間については、東京税理士会ホームページの会員専用ページにて確認することができます。 <http://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

なお、会員専用ページへのアクセス方法は、会報誌「東京税理士界」2016年2月1日 (No.709)p.23を参考にしてください。

### ■ 自己申請研修について

研修には、会則研修・認定研修のほか自己申請研修があります。自己申請研修は隣接士業団体が行う研修(会場参加型研修に限る)に参加した場合でも年間18時間を上限として自己の受講時間に参入することができます。

ただし、裏面の用紙にて受講時間の認定申請をする必要があります。

#### 【例】

- ・ 公認会計士協会・弁護士会等が開催する会場型研修に参加した



裏面の用紙「受講時間認定申請書（自己申請研修）」に必要事項を記入の上、FAXでご提出ください。

FAX 03-3356-4469 東京税理士会研修課

#### ※注意

自己申請研修とできるのは会場参加型研修に限ります

東京税理士会麴町支部

東京税理士会 御中

### 受講時間認定申請書 (自己申請研修)

1. 申請者	申請者氏名 _____ 印 (登録番号 _____) (所属支部 _____) (本会入会日 _____ 年 _____ 月 _____ 日) 〒 _____ 事務所所在地 _____ _____ 連絡先 TEL _____ ( _____ ) FAX _____ ( _____ ) E-mail _____				
2. 実施内容	実施団体名 _____  日 時 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ )  ( _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分) (時間数: _____ 時間 _____ 分)  会 場 _____ 講 師 名 _____  研修テーマ _____ 研修の概要 _____ _____ _____  (上記の研修の概要については、別紙添付可) <b>マルチメディア研修を受講した場合、下記に研修コードをご記入ください。</b> 研修コード <table border="1" data-bbox="587 1653 992 1706"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>				
認定の可否	理 由				
可 否					

- ①案内文等研修内容が確認できるものを添付してください。
- ②他の税理士会の認定研修を受講した場合には、実施団体名の後に認定である旨を付記してください。
- ③認定の可否理由欄は、記入しないでください。
- ④マルチメディア研修以外の自己申請研修について、認定することができる受講時間は、一事業年度につき18時間を限度としておりますのでご注意ください。
- ⑤マルチメディア研修のコード未記入、誤りがあった場合には、受講時間として認められません。